

## 当座勘定規定

## 1～16. (省略)

## 17. (印鑑照合等)

- (1) 手形、小切手または諸届書類に使用された印影を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
- (3) この規定および末尾記載の手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

## 18～29. (省略)

## 30. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)

当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）
- ③ 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）
  - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
  - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- ⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと
  - A 取引店舗の変更
  - B 相続等による口座名義人の変更

## 31. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
  - ① 第30条に掲げる異動が最後にあった日
  - ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
  - ③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限

## 当座勘定規定

## 1～16. (省略)

## 17. (印鑑照合等)

- (1) 手形、小切手または諸届書類に使用された印影を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
- (3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

## 18～29. (省略)

## 30. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)

当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）
- ③ 貯金者等（追加）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）
  - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
  - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- ⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと
  - A 取引店舗の変更
  - B 相続等による口座名義人の変更

## 31. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
  - ① 第30条に掲げる異動が最後にあった日
  - ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
  - ③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限

(改正後)	(改正前)
<p>ります。</p> <p>④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>32～33. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>ります。</p> <p>④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと</p> <p style="text-align: right;"><u>当該支払停止が解除された日</u></p> <p>② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと</p> <p style="text-align: right;"><u>当該手続が終了した日</u></p> <p>③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</u></p> <p>32～33. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>普通貯金規定</b></p> <p>1～16. (省略)</p> <p>17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）</p> <p>③ 貯金者等（<u>休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といたします。</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p>⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと</p> <p>A キャッシュカードの発行（再発行含む）および返却、暗証番号の変更</p> <p>B 取引店舗の変更</p> <p>C 相続等による口座名義人の変更</p> <p>18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします</p>	<p style="text-align: center;"><b>普通貯金規定</b></p> <p>1～16. (省略)</p> <p>17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）</p> <p>③ 貯金者等（<u>追加</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p>⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと</p> <p>A キャッシュカードの発行（再発行含む）および返却、暗証番号の変更</p> <p>B 取引店舗の変更</p> <p>C 相続等による口座名義人の変更</p> <p>18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします</p>

(改正後)	(改正前)
<p>① 第17条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>19～20. (省略)</p> <p>20. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項および前記第14条第4項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化<u>その他</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとし、</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>① 第17条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと <u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと <u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>19～20. (省略)</p> <p>20. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項および前記第14条第4項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化<u>(追加)</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとし、</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>教育資金贈与税非課税措置に関する特約</b></p> <p>1. (特約の適用範囲)</p> <p>(1) この特約は、当組合とこの特約を締結する個人（以下「貯金者」という。）の教育に必要な教育資金を管理することを目的とする契約であり、租税特別措置法第70条の2の2の規定（この規定の関係法令を含み、以下「適用法令」という。）にもとづき直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（以下「教育資金非課税措置」という。）の適用を受けるために開設された普通貯金で、貯金者が教育資金非課税申告書を提出し、当組合が当該申告書を受理したものに適用します。</p> <p>(2) この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとし、</p> <p>① 貯金者が口座開設時点において30歳未満であること</p>	<p style="text-align: center;"><b>教育資金贈与税非課税措置に関する特約</b></p> <p>1. (特約の適用範囲)</p> <p>(1) この特約は、当組合とこの特約を締結する個人（以下「貯金者」という。）の教育に必要な教育資金を管理することを目的とする契約であり、租税特別措置法第70条の2の2の規定（この規定の関係法令を含み、以下「適用法令」という。）にもとづき直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（以下「教育資金非課税措置」という。）の適用を受けるために開設された普通貯金で、貯金者が教育資金非課税申告書を提出し、当組合が当該申告書を受理したものに適用します。</p> <p>(2) この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとし、</p> <p>① 貯金者が口座開設時点において30歳未満であること</p>

- ② 貯金者が直系尊属との間で貯金者を受贈者とする贈与契約を締結し、口座開設時にその契約書の原本を当組合に提示すること
- ③ 貯金者が前号の契約にもとづき 2013年4月1日 から 2023年3月31日 までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、貯金として預け入れること
- ④ 前号による贈与日の属する年の前年における貯金者の合計所得金額が1,000万円以下であること(2019年4月1日以後の贈与について適用)
- ⑤ 教育資金非課税申告書において、教育資金非課税措置の適用を受ける金額として1,500万円を超える金額が記載されていないこと
- ⑥ 貯金者が教育資金非課税申告書を当組合の他の支店(所)または他の金融機関(以下「他の支店等」という。)に提出していないこと(ただし、すでに提出した教育資金非課税申告書に係る同種同目的の口座についての契約が終了している場合を除く)
- ⑦ この口座に預け入れる金銭の用途は、専ら貯金者の教育資金とすることが予定されていること
- ⑧ 貯金者が教育資金非課税措置の適用を受けるために必要とされる書類を提出すること
- (3) この特約の適用後に第2項各号のいずれかに該当しないことが明らかになった場合、この貯金口座は、当組合が教育資金非課税申告書を受領した日に遡って、特約を適用しないものとして取り扱います。

## 2～3. (省略)

## 4. (贈与者死亡時の定め)

第1条第2項第3号による贈与日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、貯金者が当該贈与者からその死亡前3年以内 (2021年4月以後に贈与契約を締結した場合は年数にかかわらず) に取得した金銭について、教育資金非課税措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡の日における管理残額(非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、贈与者からその死亡前3年以内 (2021年4月以後に贈与契約を締結した場合は年数にかかわらず) に取得した金銭の価額に対応する金額)を、当該貯金者が当該贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなします。ただし、死亡の日において以下のいずれかに該当する場合は適用しません (2019年4月1日以後の贈与について適用)。

- ① 当該貯金者が23歳未満である場合
- ② 当該貯金者が学校等に在学している場合
- ③ 当該貯金者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

## 5～7. (省略)

## 8. (教育資金の支払いに充てたものとして記録する金額)

教育資金の支払いに充てられたものとして当組合が記録する金額(以下「教育資金支出額」という。)は、1,500万円(学校等以外に対して支払われたものについては500万円)を限度とする第5条第2項で定める日までに提出された領収書等の金額とします。

ただし、その年中に払い出された金額の合計額が、当組合に提出された領収書等の金額の合計額を下回る場合には、払い出された金額の合計額とします。

## 9～15. (省略)

## 16. (特約の変更)

- ② 貯金者が直系尊属との間で貯金者を受贈者とする贈与契約を締結し、口座開設時にその契約書の原本を当組合に提示すること
- ③ 貯金者が前号の契約にもとづき 2013年4月1日 から 2021年3月31日 までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、貯金として預け入れること
- ④ 前号による贈与日の属する年の前年における貯金者の合計所得金額が1,000万円以下であること(2019年4月1日以後の贈与について適用)
- ⑤ 教育資金非課税申告書において、教育資金非課税措置の適用を受ける金額として1,500万円を超える金額が記載されていないこと
- ⑥ 貯金者が教育資金非課税申告書を当組合の他の支店(所)または他の金融機関(以下「他の支店等」という。)に提出していないこと(ただし、すでに提出した教育資金非課税申告書に係る同種同目的の口座についての契約が終了している場合を除く)
- ⑦ この口座に預け入れる金銭の用途は、専ら貯金者の教育資金とすることが予定されていること
- ⑧ 貯金者が教育資金非課税措置の適用を受けるために必要とされる書類を提出すること
- (3) この特約の適用後に第2項各号のいずれかに該当しないことが明らかになった場合、この貯金口座は、当組合が教育資金非課税申告書を受領した日に遡って、特約を適用しないものとして取り扱います。

## 2～3. (省略)

## 4. (贈与者死亡時の定め)

第1条第2項第3号による贈与日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、貯金者が当該贈与者からその死亡前3年以内 (追加) に取得した金銭について、教育資金非課税措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡の日における管理残額(非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、贈与者からその死亡前3年以内 (追加) に取得した金銭の価額に対応する金額)を、当該貯金者が当該贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなします。ただし、死亡の日において以下のいずれかに該当する場合は適用しません (追加)。

- ① 当該貯金者が23歳未満である場合
- ② 当該貯金者が学校等に在学している場合
- ③ 当該貯金者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

## 5～7. (省略)

## 8. (教育資金の支払いに充てたものとして記録する金額)

教育資金の支払いに充てられたものとして当組合が記録する金額(以下「教育資金支出額」という。)は、1,500万円(学校等以外に対して支払われたものについては500万円)を限度とする第4条第2項で定める日までに提出された領収書等の金額とします。

ただし、その年中に払い出された金額の合計額が、当組合に提出された領収書等の金額の合計額を下回る場合には、払い出された金額の合計額とします。

## 9～15. (省略)

## 16. (特約の変更)

(改正後)	(改正前)
<p>(1) この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化<u>その他</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の<u>規定</u>に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの特約の変更は、変更後の特約の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします</p> <p>17. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>(1) この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化<u>(追加)</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の<u>特約</u>に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの特約の変更は、変更後の特約の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p>17. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約</b></p> <p>1. (特約の適用範囲)</p> <p>(1) この特約は、当組合とこの特約を締結する個人（以下「貯金者」という。）の結婚、妊娠、出産または育児に必要な資金（以下「結婚・子育て資金」という。）を管理することを目的とする契約であり、租税特別措置法第70条の2の3の規定（この規定の関係法令を含み、以下「適用法令」という。）にもとづき直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（以下「結婚・子育て資金非課税措置」という。）の適用を受けるために開設された普通貯金で、貯金者が結婚・子育て資金非課税申告書を提出し、当組合が当該申告書を受理したものに適用します。</p> <p>(2) この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。</p> <p>① 貯金者が口座開設時点において20歳 <u>(2022年4月1日からは18歳)</u> 以上50歳未満であること</p> <p>② 貯金者が直系尊属との間で貯金者を受贈者とする贈与契約を締結し、口座開設時にその契約書の原本を当店に提示すること</p> <p>③ 貯金者が前号の契約にもとづき <u>2015年4月1日から2023年3月31日</u>までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、貯金として預け入れること</p> <p>④ 前号による贈与日の属する年の前年における貯金者の合計所得金額が1,000万円以下であること（2019年4月1日以後の贈与について適用）</p> <p>⑤ 結婚・子育て資金非課税申告書において、結婚・子育て資金非課税措置の適用を受ける金額として1,000万円を超える金額が記載されていないこと</p> <p>⑥ 貯金者が結婚・子育て資金非課税申告書を当組合の他の支店（所）または他の金融機関（以下「他の支店等」という。）に提出していないこと（ただし、すでに提出した結婚・子育て資金非課税申告書に係る同種同目的の口座についての契約が終了している場合を除く）</p> <p>⑦ この口座に預け入れる金銭の用途は、専ら貯金者の結婚・子育て資金とすることが予定されていること</p> <p>⑧ 貯金者が結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるために必要とされる書類を当店に提出すること</p> <p>(3) この特約の適用後に第2項各号のいずれかに該当しないことが明らかになった場合、この貯金口座は、当組合が結婚・子育て資金非課税申告書を受理した日に遡って、特約を適用しないものとして取り扱います。</p> <p>2～15. (省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約</b></p> <p>1. (特約の適用範囲)</p> <p>(1) この特約は、当組合とこの特約を締結する個人（以下「貯金者」という。）の結婚、妊娠、出産または育児に必要な資金（以下「結婚・子育て資金」という。）を管理することを目的とする契約であり、租税特別措置法第70条の2の3の規定（この規定の関係法令を含み、以下「適用法令」という。）にもとづき直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（以下「結婚・子育て資金非課税措置」という。）の適用を受けるために開設された普通貯金で、貯金者が結婚・子育て資金非課税申告書を提出し、当組合が当該申告書を受理したものに適用します。</p> <p>(2) この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。</p> <p>① 貯金者が口座開設時点において20歳 <u>(追加)</u> 以上50歳未満であること</p> <p>② 貯金者が直系尊属との間で貯金者を受贈者とする贈与契約を締結し、口座開設時にその契約書の原本を当店に提示すること</p> <p>③ 貯金者が前号の契約にもとづき <u>2015年4月1日から2021年3月31日</u>までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、貯金として預け入れること</p> <p>④ 前号による贈与日の属する年の前年における貯金者の合計所得金額が1,000万円以下であること（2019年4月1日以後の贈与について適用）</p> <p>⑤ 結婚・子育て資金非課税申告書において、結婚・子育て資金非課税措置の適用を受ける金額として1,000万円を超える金額が記載されていないこと</p> <p>⑥ 貯金者が結婚・子育て資金非課税申告書を当組合の他の支店（所）または他の金融機関（以下「他の支店等」という。）に提出していないこと（ただし、すでに提出した結婚・子育て資金非課税申告書に係る同種同目的の口座についての契約が終了している場合を除く）</p> <p>⑦ この口座に預け入れる金銭の用途は、専ら貯金者の結婚・子育て資金とすることが予定されていること</p> <p>⑧ 貯金者が結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるために必要とされる書類を当店に提出すること</p> <p>(3) この特約の適用後に第2項各号のいずれかに該当しないことが明らかになった場合、この貯金口座は、当組合が結婚・子育て資金非課税申告書を受理した日に遡って、特約を適用しないものとして取り扱います。</p> <p>2～15. (省略)</p>

(改正後)	(改正前)
<p><b>16. (特約の変更)</b></p> <p>(1) この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化<u>その他</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の<u>規定</u>に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの特約の変更は、変更後の特約の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p><b>17. (省略)</b></p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p><b>16. (特約の変更)</b></p> <p>(1) この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化<u>(追加)</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の<u>特約</u>に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの特約の変更は、変更後の特約の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p><b>17. (省略)</b></p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>成年後見支援貯金に関する特約</b></p> <p><b>1～7. (省略)</b></p> <p><b>8. (手数料)</b></p> <p>この貯金口座の<u>開設、維持・管理に係る費用</u> (定期金交付目的で振替サービス「振込」または定時自動送金を利用する場合<u>を含みます。)</u>として、「指示書」記載の交付金額とは別に、当組合所定の取扱手数料および振込手数料を、振込みの都度、この貯金口座から引落しするものとします。</p> <p><b>9～10. (省略)</b></p> <p><b>12. (特約の変更)</b></p> <p>(1) この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化<u>その他</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の<u>規定</u>に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの特約の変更は、変更後の特約の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p style="text-align: center;"><b>成年後見支援貯金に関する特約</b></p> <p><b>1～7. (省略)</b></p> <p><b>8. (手数料)</b></p> <p>この貯金口座<u>について</u>、定期金交付目的で振替サービス「振込」または<u>定時</u>自動送金を利用する場合<u>(追加)</u>、「指示書」記載の交付金額とは別に、当組合所定の取扱手数料および振込手数料を、振込みの都度、この貯金口座から引落しするものとします。</p> <p><b>9～10. (省略)</b></p> <p><b>12. (特約の変更)</b></p> <p>(1) この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化<u>(追加)</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の<u>特約</u>に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの特約の変更は、変更後の特約の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>総合口座取引規定</b></p> <p><b>1～20. (省略)</b></p> <p><b>21. (休眠預金等活用法におけるこの取引に係る取扱い)</b></p> <p>(1) この取引における貯金のいずれかに各貯金規定に定める将来における債権の行使が期待される事由が生じた場合には、他の貯金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。</p> <p>(2) この取引における全ての貯金について、長期間お取引がない場合 (当組合の当該各取引の規定により取扱いします。)、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。</p> <p><b>22. (規定の変更等)</b></p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項および前記第16条第5項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化<u>その他</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>	<p style="text-align: center;"><b>総合口座取引規定</b></p> <p><b>1～20. (省略)</b></p> <p><b>21. (休眠預金<u>(追加)</u>活用法におけるこの取引に係る取扱い)</b></p> <p>(1) この取引における貯金のいずれかに各貯金規定に定める将来における債権の行使が期待される事由が生じた場合には、他の貯金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。</p> <p>(2) この取引における全ての貯金について、長期間お取引がない場合 (当組合の当該各取引の規定により取扱いします。)、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。</p> <p><b>22. (規定の変更等)</b></p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項および前記第16条第5項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化<u>(追加)</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>

(改正後)	(改正前)
以上 (2021年4月1日現在)	以上 (2020年4月1日現在)
<b>営農貯金規定</b>	<b>営農貯金規定</b>
1. 普通貯金規定に準ずる。	1. 普通貯金規定に準ずる。
以上 (2021年4月1日現在)	以上 (2020年4月1日現在)
<b>子供貯金規定</b>	<b>子供貯金規定</b>
1～11. (省略)	1～11. (省略)
<b>12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</b>	<b>12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</b>
当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。	当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</li> <li>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）</li> <li>③ 貯金者等（<u>休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といたします。</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。） <ul style="list-style-type: none"> <li>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</li> <li>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</li> </ul> </li> <li>④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと</li> <li>⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと <ul style="list-style-type: none"> <li>A 取引店舗の変更</li> <li>B 相続等による口座名義人の変更</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</li> <li>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）</li> <li>③ 貯金者等（<u>追加</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。） <ul style="list-style-type: none"> <li>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</li> <li>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</li> </ul> </li> <li>④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと</li> <li>⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと <ul style="list-style-type: none"> <li>A 取引店舗の変更</li> <li>B 相続等による口座名義人の変更</li> </ul> </li> </ul>
<b>13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b>	<b>13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b>
(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。	(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 第12条に掲げる異動が最後にあった日</li> <li>② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</li> <li>③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。</li> <li>④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 第12条に掲げる異動が最後にあった日</li> <li>② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</li> <li>③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。</li> <li>④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</li> </ul>
(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。	(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止	① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止

(改正後)	(改正前)
<p>されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>14. (省略)</p> <p>15. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項および前記第9条第3項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化<u>その他</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>されたこと</p> <p style="text-align: right;"><u>当該支払停止が解除された日</u></p> <p>② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと</p> <p style="text-align: right;"><u>当該手続が終了した日</u></p> <p>③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。)</p> <p style="text-align: right;"><u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</u></p> <p>14. (省略)</p> <p>15. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項および前記第9条第3項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化<u>(追加)</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>普通貯金無利息型（決済用）規定</b></p> <p>1～16. (省略)</p> <p>17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）</p> <p>③ 貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といひます。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といひます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p>⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと</p> <p>A キャッシュカードの発行（再発行含む）および返却、暗証番号の変更</p> <p>B 取引店舗の変更</p> <p>C 相続等による口座名義人の変更</p>	<p style="text-align: center;"><b>普通貯金無利息型（決済用）規定</b></p> <p>1～16. (省略)</p> <p>17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）</p> <p>③ 貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といひます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p>⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと</p> <p>A キャッシュカードの発行（再発行含む）および返却、暗証番号の変更</p> <p>B 取引店舗の変更</p> <p>C 相続等による口座名義人の変更</p>

## 18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします
- ① 第17条に掲げる異動が最後にあった日
  - ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
  - ③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
  - ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。
  - ② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続が終了した日。
  - ③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。

## 19. (省略)

## 20. (規定の変更等)

- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項および前記第14条第4項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2021年4月1日現在)

## 総合口座（普通貯金無利息型）取引規定

## 1～20. (省略)

## 21. (休眠預金等活用法におけるこの取引に係る取扱い)

- (1) この取引における貯金のいずれかに各貯金規定に定める将来における債権の行使が期待される事由が生じた場合には、他の貯金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。
- (2) この取引における全ての貯金について、長期間お取引がない場合（当組合の当該各取引の規定により取扱い、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯

## 18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします
- ① 第17条に掲げる異動が最後にあった日
  - ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
  - ③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
  - ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと  
当該支払停止が解除された日
  - ② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと  
当該手続が終了した日
  - ③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

## 19. (省略)

## 20. (規定の変更等)

- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項および前記第14条第4項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化(追加)相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)

## 総合口座（普通貯金無利息型）取引規定

## 1～20. (省略)

## 21. (休眠預金等活用法におけるこの取引に係る取扱い)

- (1) この取引における貯金のいずれかに各貯金規定に定める将来における債権の行使が期待される事由が生じた場合には、他の貯金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。
- (2) この取引における全ての貯金について、長期間お取引がない場合（当組合の当該各取引の規定により取扱い、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯

(改正後)	(改正前)
<p>金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指します。)</u> は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。</p> <p><b>2.2. (規定の変更等)</b></p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項および前記第16条第5項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化 <u>その他</u> 相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>金者等 <u>(追加)</u> は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。</p> <p><b>2.2. (規定の変更等)</b></p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項および前記第16条第5項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化 <u>(追加)</u> 相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>新貯蓄貯金規定</b></p> <p><b>1～17. (省略)</b></p> <p><b>18. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</b></p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）</p> <p>③ 貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p>⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと</p> <p>A キャッシュカードの発行（再発行含む）および返却、暗証番号の変更</p> <p>B 取引店舗の変更</p> <p>C 相続等による口座名義人の変更</p> <p><b>19. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b></p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします</p> <p>① 第18条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日の</p>	<p style="text-align: center;"><b>新貯蓄貯金規定</b></p> <p><b>1～17. (省略)</b></p> <p><b>18. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</b></p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）</p> <p>③ 貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p>⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと</p> <p>A キャッシュカードの発行（再発行含む）および返却、暗証番号の変更</p> <p>B 取引店舗の変更</p> <p>C 相続等による口座名義人の変更</p> <p><b>19. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b></p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします</p> <p>① 第18条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日の</p>

(改正後)	(改正前)
<p>うちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限り ます。</p> <p>④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと(ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り。)、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>20. (省略)</p> <p>21. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項および前記第15条第4項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化<u>その他</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>うちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限り ます。</p> <p>④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと</p> <p style="text-align: right;"><u>当該支払停止が解除された日</u></p> <p>② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと</p> <p style="text-align: right;"><u>当該手続が終了した日</u></p> <p>③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと(ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り。)</p> <p style="text-align: right;"><u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</u></p> <p>20. (省略)</p> <p>21. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項および前記第15条第4項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化<u>(追加)</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>納税準備貯金規定</b></p> <p>1～5. (省略)</p> <p>6. (利息)</p> <p>(1) この貯金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。)1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当組合所定の日に、店頭に表示する毎日の納税準備貯金の利率によって計算のうえこの貯金に組入れます。</p> <p>(2) 租税納付以外の目的でこの貯金を払戻した場合および第14条第3項の規定によりこの貯金を解約した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示する毎日の普通貯金の利率によって計算します。</p> <p>(3) 前2項の利率は金融情勢に応じて変更します。</p> <p>(4) この利息には第2項の場合を除き所得税はかかりません。</p> <p>7～16. (省略)</p> <p>17. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」という。)にもとづく異動事由として取り扱いま</p>	<p style="text-align: center;"><b>納税準備貯金規定</b></p> <p>1～5. (省略)</p> <p>6. (利息)</p> <p>(1) この貯金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。)1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当組合所定の日に、店頭に表示する毎日の納税準備貯金の利率によって計算のうえこの貯金に組入れます。</p> <p>(2) 租税納付以外の目的でこの貯金を払戻した場合および第13条第3項の規定によりこの貯金を解約した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示する毎日の普通貯金の利率によって計算します。</p> <p>(3) 前2項の利率は金融情勢に応じて変更します。</p> <p>(4) この利息には第2項の場合を除き所得税はかかりません。</p> <p>7～16. (省略)</p> <p>17. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」という。)にもとづく異動事由として取り扱いま</p>

す。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）
- ③ 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といたします。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）
  - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
  - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- ⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと
  - A 取引店舗の変更
  - B 相続等による口座名義人の変更

#### 18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします
  - ① 第17条に掲げる異動が最後にあった日
  - ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
  - ③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。
  - ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
  - ① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。
  - ② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続が終了した日。
  - ③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り。）、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。

#### 19. (省略)

#### 20. (規定の変更等)

- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項および前記第14

す。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）
- ③ 貯金者等（追加）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）
  - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
  - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- ⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと
  - A 取引店舗の変更
  - B 相続等による口座名義人の変更

#### 18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします
  - ① 第17条に掲げる異動が最後にあった日
  - ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
  - ③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。
  - ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
  - ① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと  
当該支払停止が解除された日
  - ② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと  
当該手続が終了した日
  - ③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り。）  
当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

#### 19. (省略)

#### 20. (規定の変更等)

- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項および前記第14

(改正後)	(改正前)
<p>条第4項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化<u>その他</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>条第4項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化<u>(追加)</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>出資予約貯金規定</b></p> <p>1～14. (省略)</p> <p><b>15. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</b></p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）</p> <p>③ 貯金者等（<u>休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といたします。</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p>⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと</p> <p>A 取引店舗の変更</p> <p>B 相続等による口座名義人の変更</p> <p><b>16. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b></p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします</p> <p>① 第15条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。</p> <p>④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止</p>	<p style="text-align: center;"><b>出資予約貯金規定</b></p> <p>1～14. (省略)</p> <p><b>15. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</b></p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）</p> <p>③ 貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p>⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと</p> <p>A 取引店舗の変更</p> <p>B 相続等による口座名義人の変更</p> <p><b>16. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b></p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします</p> <p>① 第15条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。</p> <p>④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止</p>

(改正後)	(改正前)
<p>されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>17. (省略)</p> <p>18. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項および前記第12条第4項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化<u>その他</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>されたこと</p> <p style="text-align: right;"><u>当該支払停止が解除された日</u></p> <p>② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと</p> <p style="text-align: right;"><u>当該手続が終了した日</u></p> <p>③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</u></p> <p>17. (省略)</p> <p>18. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項および前記第12条第4項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化<u>(追加)</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>スーパー定期貯金規定（単利型）</b></p> <p>1～13. (省略)</p> <p>14. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p>15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>① 第14条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した</p>	<p style="text-align: center;"><b>スーパー定期貯金規定（単利型）</b></p> <p>1～13. (省略)</p> <p>14. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p>15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>① 第14条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した</p>

(改正後)	(改正前)
<p>日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第14条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>16. (省略)</p> <p>17. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化<u>その他</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第14条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと</p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと <span style="float: right;"><u>当該支払停止が解除された日</u></span></p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、<span style="float: right;"><u>当該手続が終了した日</u></span></p> <p style="text-align: right;"><u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</u></p> <p>16. (省略)</p> <p>17. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化 <u>(追加)</u> 相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;">スーパー定期貯金規定（複利型）</p> <p>1～12. (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金</p>	<p style="text-align: center;">スーパー定期貯金規定（複利型）</p> <p>1～12. (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金</p>

額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）

- ② 貯金者等 （休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。） から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）
- A 公告の対象となる貯金であるかの該当性  
B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと

#### 1 4.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
- ① 第13条に掲げる異動が最後にあった日  
② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日  
③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。
- ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日  
② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日  
A 第13条に掲げる異動事由  
B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。
- ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。  
④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続が終了した日。  
⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り。）、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。

#### 1 5.（省略）

#### 1 6.（規定の変更等）

額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）

- ② 貯金者等 （追加） から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）
- A 公告の対象となる貯金であるかの該当性  
B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと

#### 1 4.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
- ① 第13条に掲げる異動が最後にあった日  
② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日  
③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。
- ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日  
② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日  
A 第13条に掲げる異動事由  
B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。
- ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと  
当該支払停止が解除された日  
④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと  
当該手続が終了した日  
⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り。）  
当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

#### 1 5.（省略）

#### 1 6.（規定の変更等）

(改正後)	(改正前)
<p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化<u>その他</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化<u>(追加)</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）</b></p> <p><b>1～10.（省略）</b></p> <p><b>11.（中間利息定期貯金）</b></p> <p>(1) 中間利息定期貯金の利息については、第4条の規定を準用します。</p> <p>(2) 中間利息定期貯金については、その内容を通帳または証書に記載し、次により取扱います。</p> <p>① 印鑑はこの貯金の届出印鑑を兼用します。</p> <p>② 中間利息定期貯金をこの貯金とともに解約または書替継続する場合は、当組合所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。</p> <p>③ 中間利息定期貯金のみを解約するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。</p> <p>(3) 中間利息定期貯金の証書を発行した場合には、この貯金の継続にあたり、第4条第2項第2号のBの規定にかかわらず、中間利息定期貯金の元利金は合計しません。</p> <p><b>12～13.（省略）</b></p> <p><b>14.（休眠預金等活用法にかかる異動事由）</b></p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 貯金者等 <u>（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p>④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと</p> <p><b>15.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</b></p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>① 第14条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p>	<p style="text-align: center;"><b>自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）</b></p> <p><b>1～13.（省略）</b></p> <p><b>11.（中間利息定期貯金）</b></p> <p>(1) 中間利息定期貯金の利息については、第3条の規定を準用します。</p> <p>(2) 中間利息定期貯金については、その内容を通帳または証書に記載し、次により取扱います。</p> <p>① 印鑑はこの貯金の届出印鑑を兼用します。</p> <p>② 中間利息定期貯金をこの貯金とともに解約または書替継続する場合は、当組合所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。</p> <p>③ 中間利息定期貯金のみを解約するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。</p> <p>(3) 中間利息定期貯金の証書を発行した場合には、この貯金の継続にあたり、第3条第2項第2号のBの規定にかかわらず、中間利息定期貯金の元利金は合計しません。</p> <p><b>12～13.（省略）</b></p> <p><b>14.（休眠預金等活用法にかかる異動事由）</b></p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p>④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと</p> <p><b>15.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</b></p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>① 第14条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p>

(改正後)	(改正前)
<p>③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあつては、初回満期日）</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第14条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>16. (省略)</p> <p>17. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化<u>その他</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあつては、初回満期日）</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第14条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと</p> <p style="text-align: right;"><u>当該支払停止が解除された日</u></p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと</p> <p style="text-align: right;"><u>当該手続が終了した日</u></p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</u></p> <p style="text-align: right;"><u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</u></p> <p>16. (省略)</p> <p>17. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化<u>(追加)</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;">自動継続スーパー定期貯金規定（複利型）</p> <p>1～12. (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱いま</p>	<p style="text-align: center;">自動継続スーパー定期貯金規定（複利型）</p> <p>1～12. (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱いま</p>

す。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ② 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）
  - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
  - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- ④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと

#### 1 4. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

- ① 第13条に掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。
- ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日）
- ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
  - A 第13条に掲げる異動事由
  - B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。
- ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。
- ④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続が終了した日。
- ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り。）、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。

す。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ② 貯金者等（追加）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）
  - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
  - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- ④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと

#### 1 4. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

- ① 第13条に掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。
- ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日）
- ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
  - A 第13条に掲げる異動事由
  - B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。
- ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと  
当該支払停止が解除された日
- ④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと  
当該手続が終了した日
- ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り。）  
当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

(改正後)	(改正前)
<p>15. (省略)</p> <p>16. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化<u>その他</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>15. (省略)</p> <p>16. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化<u>(追加)</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>大口定期貯金規定</b></p> <p>1～11. (省略)</p> <p>12. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といたします。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>① 第12条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。</p> <p>④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p>	<p style="text-align: center;"><b>大口定期貯金規定</b></p> <p>1～11. (省略)</p> <p>12. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>① 第12条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。</p> <p>④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p>

(改正後)	(改正前)
<p>A 第12条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した こと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か 月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知し た日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除 く。）に限ります。</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止 されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みま す。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されているこ と、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができる ものに限ります。）、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した 日。</u></p> <p>14. (省略)</p> <p>15. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢そ の他の状況の変化<u>その他</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変 更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の 方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>A 第12条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した こと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か 月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知し た日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除 く。）に限ります。</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止 されたこと</p> <p style="text-align: right;"><u>当該支払停止が解除された日</u></p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みま す。）の対象となったこと</p> <p style="text-align: right;"><u>当該手続が終了した日</u></p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されているこ と、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができる ものに限ります。）、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</u></p> <p>14. (省略)</p> <p>15. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢そ の他の状況の変化<u>(追加)</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて 変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の 方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>自動継続大口定期貯金規定</b></p> <p>1～11. (省略)</p> <p>12. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金 の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱いま す。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金 額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に 係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。)</u> から、この貯金について次に掲げ る情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく 公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p>④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと</p>	<p style="text-align: center;"><b>自動継続大口定期貯金規定</b></p> <p>1～11. (省略)</p> <p>12. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金 の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱いま す。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金 額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（こ の貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」と いいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p>④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと</p>

## 1 3. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
- ① 第12条に掲げる異動が最後にあった日
  - ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
  - ③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
  - ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日）
  - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
    - A 第12条に掲げる異動事由
    - B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
  - ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。
  - ④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続が終了した日。
  - ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。

## 1 4. (省略)

## 1 5. (規定の変更等)

- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上  
(2021年4月1日現在)

## 1 3. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
- ① 第12条に掲げる異動が最後にあった日
  - ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
  - ③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
  - ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日）
  - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
    - A 第12条に掲げる異動事由
    - B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
  - ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと  
当該支払停止が解除された日
  - ④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと  
当該手続が終了した日
  - ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

## 1 4. (省略)

## 1 5. (規定の変更等)

- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化(追加)相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上  
(2020年4月1日現在)

## 期日指定定期貯金規定

## 1～12. (省略)

## 13. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)

当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ② 貯金者等 （休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といたします。） から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）
  - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
  - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと

## 14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

- ① 第13条に掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。
- ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日
- ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
  - A 第13条に掲げる異動事由
  - B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。
- ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。
- ④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続が終了した日。
- ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができる

## 期日指定定期貯金規定

## 1～12. (省略)

## 13. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)

当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ② 貯金者等 （追加） から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）
  - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
  - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと

## 14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

- ① 第13条に掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。
- ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日
- ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
  - A 第13条に掲げる異動事由
  - B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。
- ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと
- ④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと

当該支払停止が解除された日

当該手続が終了した日

(改正後)	(改正前)
<p>ものに限ります。)、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>15. (省略)</p> <p>16. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化<u>その他</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）</p> <p style="text-align: right;"><u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</u></p> <p>15. (省略)</p> <p>16. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化<u>(追加)</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>自動継続期日指定定期貯金規定</b></p> <p>1～13. (省略)</p> <p>14. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p>④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと</p> <p>15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>① 第14条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p>	<p style="text-align: center;"><b>自動継続期日指定定期貯金規定</b></p> <p>1～13. (省略)</p> <p>14. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p>④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと</p> <p>15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>① 第14条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p>

(改正後)	(改正前)
<p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日）</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第14条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>16. (省略)</p> <p>17. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化<u>その他</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日）</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第14条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと</p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと</p> <p style="text-align: right;"><u>当該支払停止が解除された日</u></p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</u></p> <p style="text-align: right;"><u>当該手続が終了した日</u></p> <p style="text-align: right;"><u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</u></p> <p>16. (省略)</p> <p>17. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化<u>(追加)</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>変動金利定期貯金規定（単利型）</b></p> <p>1～13. (省略)</p> <p>14. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といたします。)</u> から、この貯金について次に掲げ</p>	<p style="text-align: center;"><b>変動金利定期貯金規定（単利型）</b></p> <p>1～13. (省略)</p> <p>14. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」と</p>

る情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）

A 公告の対象となる貯金であるかの該当性

B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと

#### 15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

① 第14条に掲げる異動が最後にあった日

② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。

④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

① 預入期間、計算期間または償還期間の末日

② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日

A 第14条に掲げる異動事由

B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。

③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。

④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続が終了した日。

⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り。）、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。

#### 16. (省略)

#### 17. (規定の変更等)

(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。

いいます。）の対象となっている場合に限り。）

A 公告の対象となる貯金であるかの該当性

B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと

#### 15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

① 第14条に掲げる異動が最後にあった日

② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。

④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

① 預入期間、計算期間または償還期間の末日

② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日

A 第14条に掲げる異動事由

B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。

③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと

当該支払停止が解除された日

④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと

当該手続が終了した日

⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り。）

当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

#### 16. (省略)

#### 17. (規定の変更等)

(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化(追加)相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。

(改正後)	(改正前)
<p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>変動金利定期貯金規定（複利型）</b></p> <p><b>1～13.（省略）</b></p> <p><b>14.（休眠預金等活用法にかかる異動事由）</b>  当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 貯金者等（<u>休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といたします。</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性  B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p><b>15.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</b>  (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>① 第14条に掲げる異動が最後にあった日  ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日  ③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日  ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第14条に掲げる異動事由  B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止</p>	<p style="text-align: center;"><b>変動金利定期貯金規定（複利型）</b></p> <p><b>1～13.（省略）</b></p> <p><b>14.（休眠預金等活用法にかかる異動事由）</b>  当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 貯金者等（<u>追加</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性  B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p><b>15.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</b>  (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>① 第14条に掲げる異動が最後にあった日  ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日  ③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日  ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第14条に掲げる異動事由  B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止</p>

(改正後)	(改正前)
<p>されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>16. (省略)</p> <p>17. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化<u>その他</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>されたこと</p> <p style="text-align: right;"><u>当該支払停止が解除された日</u></p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと</p> <p style="text-align: right;"><u>当該手続が終了した日</u></p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。)</p> <p style="text-align: right;"><u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</u></p> <p>16. (省略)</p> <p>17. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化<u>(追加)</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>自動継続変動金利定期貯金規定（単利型）</b></p> <p>1～13. (省略)</p> <p>14. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p>④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと</p> <p>15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>① 第14条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した</p>	<p style="text-align: center;"><b>自動継続変動金利定期貯金規定（単利型）</b></p> <p>1～13. (省略)</p> <p>14. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p>④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと</p> <p>15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>① 第14条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した</p>

(改正後)	(改正前)
<p>日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日）</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第14条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り、）<u>、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>16. (省略)</p> <p>17. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化<u>その他</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日）</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第13条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと</p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと</p> <p style="text-align: right;"><u>当該支払停止が解除された日</u></p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り、）</p> <p style="text-align: right;"><u>当該手続が終了した日</u></p> <p style="text-align: right;"><u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</u></p> <p>16. (省略)</p> <p>17. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化<u>(追加)</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年1月4日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>自動継続変動金利定期貯金規定（複利型）</b></p> <p>1～13. (省略)</p> <p>14. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金</p>	<p style="text-align: center;"><b>自動継続変動金利定期貯金規定（複利型）</b></p> <p>1～13. (省略)</p> <p>14. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金</p>

額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）

- ② 貯金者等 （休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。） から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）
- A 公告の対象となる貯金であるかの該当性  
B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと  
④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと

#### 15.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
- ① 第14条に掲げる異動が最後にあった日  
② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日  
③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。
- ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日）  
② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日  
A 第14条に掲げる異動事由  
B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。
- ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。  
④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続が終了した日。  
⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り。）、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。

#### 16.（省略）

額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）

- ② 貯金者等 （追加） から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）
- A 公告の対象となる貯金であるかの該当性  
B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと  
④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと

#### 15.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
- ① 第14条に掲げる異動が最後にあった日  
② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日  
③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。
- ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日）  
② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日  
A 第14条に掲げる異動事由  
B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。
- ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと  
④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと 当該支払停止が解除された日  
⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り。） 当該手続が終了した日

当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

#### 16.（省略）

(改正後)	(改正前)
<p><b>17. (規定の変更等)</b></p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化<u>その他</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p><b>17. (規定の変更等)</b></p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化<u>(追加)</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年1月4日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>据置定期貯金規定</b></p> <p><b>1～11. (省略)</b></p> <p><b>12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</b></p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 貯金者等<u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といたします。)</u>から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p><b>13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b></p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>① 第12条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、</p> <p>④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第12条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月</p>	<p style="text-align: center;"><b>据置定期貯金規定</b></p> <p><b>1～11. (省略)</b></p> <p><b>12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</b></p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 貯金者等<u>(追加)</u>から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p><b>13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b></p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>① 第12条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、</p> <p>④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第12条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月</p>

(改正後)	(改正前)
<p>を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限りします。）、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>14. (省略)</p> <p>15. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化<u>その他</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと</p> <p style="text-align: right;"><u>当該支払停止が解除された日</u></p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと</p> <p style="text-align: right;"><u>当該手続が終了した日</u></p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限りします。）、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</u></p> <p>14. (省略)</p> <p>15. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化<u>(追加)</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>自動継続据置定期貯金規定</b></p> <p>1～12. (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p>④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと</p> <p>14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p>	<p style="text-align: center;"><b>自動継続据置定期貯金規定</b></p> <p>1～12. (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p>④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと</p> <p>14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p>

(改正後)	(改正前)
<p>① 第13条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日）</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第13条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り、）<u>、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>15. (省略)</p> <p>16. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化<u>その他</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとし、</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>① 第13条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日）</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第13条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと</p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと <span style="float: right;"><u>当該支払停止が解除された日</u></span></p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り、） <span style="float: right;"><u>当該手続が終了した日</u></span></p> <p style="text-align: right;"><u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</u></p> <p>15. (省略)</p> <p>16. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化 <u>(追加)</u> 相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとし、</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;">定期積金規定</p> <p>1～19. (省略)</p>	<p style="text-align: center;">定期積金規定</p> <p>1～19. (省略)</p>

## 20. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)

当組合は、この積金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により積金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ② 積金契約者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される積金契約者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下積金契約者等といたします。）から、この積金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この積金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、）
  - A 公告の対象となる積金であるかの該当性
  - B 積金契約者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③ 積金契約者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- ④ 積金契約者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと
  - A 取引店舗の変更
  - B 相続等による口座名義人の変更

## 21. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この積金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします

- ① 第20条に掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における積金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、積金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当組合が積金契約者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が積金契約者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が積金契約者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、
- ④ この積金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第1項第2号において、将来における積金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、積金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日
- ② 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この積金について支払が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。
- ③ この積金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続が終了した日。
- ④ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り、）、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。

## 20. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)

当組合は、この積金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により積金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ② 積金契約者等（追加）から、この積金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この積金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、）
  - A 公告の対象となる積金であるかの該当性
  - B 積金契約者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③ 積金契約者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- ④ 積金契約者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと
  - A 取引店舗の変更
  - B 相続等による口座名義人の変更

## 21. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この積金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします

- ① 第20条に掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における積金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、積金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当組合が積金契約者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が積金契約者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が積金契約者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、
- ④ この積金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第1項第2号において、将来における積金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、積金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日
- ② 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この積金について支払が停止されたこと  
当該支払停止が解除された日
- ③ この積金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと  
当該手続が終了した日
- ④ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り、）  
当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

(改正後)	(改正前)
<p>22. (省略)</p> <p>23. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化<u>その他</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>22. (省略)</p> <p>23. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化<u>(追加)</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>積立式定期貯金規定</b></p> <p>1～13. (省略)</p> <p>14. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といたします。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p>④ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容の変更があったこと</p> <p>A 自動継続貯金の継続中止登録</p> <p>B 貯金種類（エンドレス型・満期方・年金型）の変更</p> <p>C 積立期間および据置期間の変更</p> <p>15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします</p> <p>① 第14条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号</p>	<p style="text-align: center;"><b>積立式定期貯金規定</b></p> <p>1～13. (省略)</p> <p>14. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p>④ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容の変更があったこと</p> <p>A 自動継続貯金の継続中止登録</p> <p>B 貯金種類（エンドレス型・満期方・年金型）の変更</p> <p>C 積立期間および据置期間の変更</p> <p>15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします</p> <p>① 第14条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各</p>

(改正後)	(改正前)
<p>に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日）</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日 A 第14条に掲げる異動事由 B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>16. (省略)</p> <p>17. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化<u>その他</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日）</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日 A 第14条に掲げる異動事由 B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと</p> <p style="text-align: right;"><u>当該支払停止が解除された日</u></p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと</p> <p style="text-align: right;"><u>当該手続が終了した日</u></p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</u></p> <p>16. (省略)</p> <p>17. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化<u>(追加)</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>一般財形貯金規定</b></p> <p>1～13. (省略)</p> <p>14. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化<u>その他</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p style="text-align: center;"><b>一般財形貯金規定</b></p> <p>1～13. (省略)</p> <p>14. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化<u>(追加)</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>財形年金貯金規定</b></p> <p>1～19. (省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>財形年金貯金規定</b></p> <p>1～19. (省略)</p>

(改正後)	(改正前)
<p><b>20. (規定の変更等)</b></p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化<u>その他</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p><b>20. (規定の変更等)</b></p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化<u>(追加)</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>財形住宅貯金規定</b></p> <p><b>1～17. (省略)</b></p> <p><b>18. (規定の変更等)</b></p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化<u>その他</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p style="text-align: center;"><b>財形住宅貯金規定</b></p> <p><b>1～17. (省略)</b></p> <p><b>18. (規定の変更等)</b></p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化<u>(追加)</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>通知貯金規定</b></p> <p><b>1～11. (省略)</b></p> <p><b>12. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</b></p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 貯金者等<u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。)</u>から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p><b>13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b></p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします</p> <p>① 第12条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経</p>	<p style="text-align: center;"><b>通知貯金規定</b></p> <p><b>1～11. (省略)</b></p> <p><b>12. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</b></p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 貯金者等<u>(追加)</u>から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p><b>13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b></p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします</p> <p>① 第12条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した</p>

(改正後)	(改正前)
<p>過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日</p> <p>② 初回到満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第12条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>14. (省略)</p> <p>15. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化<u>その他</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日</p> <p>② 初回到満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第12条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと</p> <p style="text-align: right;"><u>当該支払停止が解除された日</u></p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと</p> <p style="text-align: right;"><u>当該手続が終了した日</u></p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</u></p> <p style="text-align: right;"><u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</u></p> <p>14. (省略)</p> <p>15. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化<u>(追加)</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>譲渡性貯金規定</b></p> <p>1～11. (省略)</p> <p>12. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化<u>その他</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>	<p style="text-align: center;"><b>譲渡性貯金規定</b></p> <p>1～11. (省略)</p> <p>12. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化<u>(追加)</u>相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>

(改正後)	(改正前)
<p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;">共済貯金規定</p> <p>1～3. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p style="text-align: center;">共済貯金規定</p> <p>1～3. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>